２０２６年　9月１８日

お客さま各位

各種預金規定改定のお知らせ

平素より、玉島信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手の電子化に向けた取り組みに伴い、２０２６年１０月１日（木）から各種預金規定を改定いたします。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承願います。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．改定する規定

（１）当座預金規定（一般用）
（２）総合口座取引規定／普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
（３）普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
（４）貯蓄預金規定
（５）納税準備預金規定
（６）定期積金（スーパー積金）規定
（７）期日指定定期預金規定
（８）自動継続期日指定定期預金規定
（９）自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
(10) 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
(11) 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
(12) 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
(13) 変動金利定期預金規定
(14) 自動継続変動金利定期預金規定

２．改定内容

改定内容の詳細は新旧対照表をご覧ください。

３．改定日

２０２６年１０月　１日（木）

以　上

・総合口座取引規定／普通預金規定（無利息型普通預金を含む）新旧対照表
・普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
・貯蓄預金規定
・納税準備預金規定

（下線部分が改正箇所）

改正後	改正前
（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （２０２６年１０月１日現在）	（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。（追加） （２０２５年１２月１日現在）

・定期積金（スーパー積金）規定新旧対照表
・期日指定定期預金規定
・自動継続期日指定定期預金規定
・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
・自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
・自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
・変動金利定期預金規定
・自動継続変動金利定期預金規定

（下線部分が改正箇所）

改正後	改正前
（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （２０２６年１０月１日現在）	（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。（追加） （２０２５年１２月１日現在）

当座勘定規定（一般用）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改正後	改正前
当座勘定規定（一般用）	**当座勘定規定（一般用）**
第１条（当座勘定契約の成立）	第１条（当座勘定契約の成立）
（省略）	（省略）
第１条の２（当座勘定への受入れ）	第１条の２（当座勘定への受入れ）
（１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	（１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。（追加）
（２）～（４）（省略）	（２）～（４）（省略）
第２条～第６条（省略）	第２条～第６条（省略）
第７条（手形、小切手の支払）	第７条（手形、小切手の支払）
（１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	（１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。（追加）
第８条（手形、小切手用紙）	第８条（手形、小切手用紙）
（１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してくだい。ただし、２０２６年９月３０日までに振り出してください。	（１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してくだい。（追加）
（２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ２０２６年９月３０日までに振り出された手形であることを確認してください。	（２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
（３）～（７）（省略）	（３）～（７）（省略）

改正後	改正前
第９条～第１７条（省略）	第９条～第１７条（省略）
第１８条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）	第１８条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）
（１）手形、小切手を振り出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしく確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	（１）手形、小切手を振り出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしく確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。（追加）
（２）（省略）	（２）（省略）
第１９条（線引小切手の取扱い）	第１９条（線引小切手の取扱い）
（１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	（１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。（追加）
（２）（省略）	（２）（省略）
第２０条～第３１条（省略）	第２０条～第３１条（省略）
（２０２６年１０月１日現在）	（２０２５年１２月１日現在）
約束手形用法	**約束手形用法**
１．～２．（省略）	１．～２．（省略）
３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますので、記入してください。	３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
４．～９．（省略）	４．～９．（省略）

改正後	改正前
（２０２６年１０月１日現在） **為替手形用法** １．～３．（省略） ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますので、記入してください。 ５．～１１．（省略） （２０２６年１０月１日現在） **小切手用法** １．（省略） ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことのなりますからご承知おきください。なお、２０２６年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 ３．～９．（省略） （２０２６年１０月１日現在）	（２０２２年１１月４日現在） **為替手形用法** １．～３．（省略） ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 ５．～１１．（省略） （２０２２年１１月４日現在） **小切手用法** １．（省略） ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことのなりますからご承知おきください。（追加） ３．～９．（省略） （２０２０年４月１日現在）